

京都大学ヒト行動進化研究センター共用機器及び共用研究資試料利用負担金等内規
(令和4年12月27日 京都大学犬山キャンパス運営協議会決定)

第1条 この内規は、ヒト行動進化研究センター（以下「センター」という。）が管理・運用する共用機器及び共用研究資試料（以下「共用機器・資試料」という。）の利用負担金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 共用機器・資試料を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生であり、主たる教育研究活動を犬山キャンパスで行っている者
- (2) 本学の教職員又は学生であり、主たる教育研究活動を犬山キャンパス以外で行っている者
- (3) 本学以外の学術研究機関に所属する者
- (4) 企業等において研究開発に従事する者
- (5) その他京都大学ヒト行動進化研究センター長（以下「センター長」という。）が認めた者

第3条 共用機器・資試料を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、センター長に所定の申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

第4条 共用機器・資試料の利用者は、別表に定める利用負担金を負担するものとする。

2 センター長は、次の各号のいずれかに該当する者には、利用負担金の負担を免除することができる。

- (1) 教育目的に利用する者
- (2) その他センター長が特段の理由があると認めた者

第5条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 利用負担金を負担する者が第2条第1号又は第2号の者の場合にあつては、次に掲げる資金の種類に応じて、それぞれ当該各号に定める方法

ア 大学運営費 予算振替

イ 受託研究費等、寄附金及び本学に交付される補助金 費用の付替

ウ 本学で経理する研究者に交付される補助金 利用負担金通知書による請求

(2) 利用負担金を負担する者が第2条第3号から第5号までの者の場合 本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振込

2 前項に規定する負担方法により難しいとセンター長が特に認めた場合は、センター長が負担方法を別に定めることができる。

第6条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合、共用機器・資試料の利用の承認を取り消し、又は共用機器・資試料の利用を停止させることができる。

(1) 利用者が、この内規に違反し、又は違反するおそれがあるとセンター長が認めるとき。

(2) 利用者が、共用機器・資試料の利用の申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 利用者が、利用負担金を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(4) 本学の管理上の事由により、共用機器・資試料の利用に支障があるとセンター長が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により共用機器・資試料の利用の承認を取り消し、又は共用機器・資試料の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあつても、本学はその責めを負わない。

第7条 利用者は、共用機器・資試料の利用を終えたとき（前条第1項の規定により利用承認を取り消され、又は利用を停止した場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、センター長の検査を受けなければならない。ただし、センター長が不要と認めたときは、この限りでない。

第8条 利用者は、その責に帰すべき事由によりセンターの施設、設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第9条 センター長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、共用機器・資試料の管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までにセンターホームページへの掲載又はその他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

第10条 この内規に定めるもののほか、共用機器・資試料の利用に必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。